



長野県報

10月23日(月)
令和5年
(2023年)
第451号

目次

規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（こども・家庭課児童相談・養育支援室、障がい者支援課）…………… 1

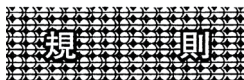
告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 2

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）…………… 3



規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年10月23日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第50号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第6条及び第10条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第15条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条、第24条第1項、第28条第2項及び第32条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第35条に次の1項を加える。

3 条例第96条第2項の規則で定める者は、省令第81条第2項に規定するこども家庭庁長官が指定する者とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加え、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「(条例第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度訪問介護事業所（条例第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所をいう。次項各号において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び」とあるのは、「第7条の規定により読み替えられた省令第5条第1項に規定する」とする。

第4条の7中「を除く」を「及び第2項を除く」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第5条第1項及び第2項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 基準該当重度訪問介護の事業を行う事業者が当該事業を行う事業所に対する前2項の規定の適用については、第1項中「第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び」とあるのは「第48条第2項の規定により読み替えられた省令第44条第1項に規定する」と、

第2項中「第44条第2項に規定することも家庭庁長官及び」とあるのは「第48条第2項の規定により読み替えられた省令第44条第2項に規定する」とする。

第12条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第25条第4項及び第28条第2項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第53条第1項第2号のア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改め、「区分省令」を「区分命令」に改める。

第53条第1項第2号のイからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第54条の6第1項第2号のアからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

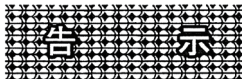
第3条 次に掲げる規則の規定中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）第2条、第7条第4項、第21条第4項及び第35条第5項
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第20号）第6条第4項及び第9条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

子ども・家庭課児童相談・養育支援室
障がい者支援課



長野県長野建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月23日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野荒瀬原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡飯綱町大字芋川字大宮原2630番の2地先から 上水内郡飯綱町大字芋川字御所平4202番地先まで	旧	m 5.2 ~ 15.7	km 0.3091
同 上	新	10.6 ~ 23.0	0.3091

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月23日

長野県長野建設事務所長 青木謙通